

広島市告示（佐伯区）第20号  
令和 8年 3月 16日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第 7 号
- 2 指定年月日 令和 8年 3月 16日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市駅前二丁目の514番9の一部、514番16、516番5の一部、517番1の一部及び517番10
- 4 幅員及び延長  
幅員 4.20 メートル  
延長 29.88 メートル

担当課：佐伯区建築課